

支部ニュース

2020年9月 No.562

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●2020年サマーセミナー特集

※初のオンライン実施で成功、安倍首相辞任へ・・・・・・・・・・中川勝之 1

※「With コロナ～新たな社会の見取り図～」・・・・・・・・・・山本太郎 1

※山添議員国会情勢報告・・・・・・・・・・山添 拓 5

※若手弁護士アンケート 講評・分析・・・・・・・・・・久保木太一 8

※若手弁護士の活動と経営・・・・・・・・・・黒澤有紀子 8

●東京都は公園占用許可申請にあたり求めていた誓約書提出を撤回した。

「9. 1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」集会の自由についての報告・・・宮川泰彦 10

●田原俊雄さんのこと・・・・・・・・・・鶴見祐策 11

●新人紹介・・・・・・・・・・和田壮一郎 13

●第14回東京働くものの権利討論集会は11月21日(土)開催予定です・・・高橋 寛 14



2020年サマーセミナー特集

初のオンライン実施で成功、安倍首相辞任へ

事務局次長 中川 勝之

例年8月下旬に1泊2日、特に最近箱根で実施していたサマーセミナーについては、6月下旬からの東京を中心とした陽性者数の増加を踏まえ、リアルでの実施をやむなく断念し、8月21日（金）の1日だけで、執行部及び講師が団支部事務所に集まり（山本先生は結果的に沖縄から）、1日に3本の講演をオンラインで行う形式としました。それを踏まえ、全国の団員からの参加も可能としました。

その結果、講師、事務局も含め参加者総数は66名となりました（東京支部21事務所55名、他支部4支部5名、その他6名）。うち、山本先生講演には64名、山添議員報告には48名、黒澤団員報告には45名参加でした。皆様の活動のお役に立てたのではないかと思います。さらなる改善等を図りたいので、ご感想・ご意見等があれば、是非執行部にお寄せいただければ幸いです。

ところで、サマーセミナーの成功と因果関係はないかと思いますが、1週間後の28日（金）、安倍首相が辞任を表明しました。最近のサマーセミナーでは安倍政権を倒すため、秋以降のたたかいをどうするか討論するのが通例でした。今年は山添議員報告だけで討論までには至りませんでした。安倍政権に終止符を打つ年にするという方針を掲げた団支部としては安倍首相辞任が一つの区切りと感じます。

しかし、自動的に政治の中身が変わるわけではありません。6団体の夏合宿講演で渡辺治先生が言っていたように、「安倍政権を運動で倒さなければ「安倍なき安倍政治」が続く」ことになりかねません。私たちの主体的な運動がより一層求められます。とは言え、毎年の猛暑とともに今年はコロナがプラスです。健康に留意しつつ、秋以降のたたかいを着実に進めていきましょう。

「With コロナ～新たな社会の見取り図～」

長崎大学熱帯医学研究所教授 山本 太郎

1 はじめに

私は、医師である。海外でマラリアや寄生虫の対策、AIDSの研究などを行ってきた。その後、外務省の国際協力局にも行き、現在は長崎大学で研究教育活動を行っている。

私には研究教育活動と同時に社会貢献を行いたいという思いがあり、公共政策への提言の他に、現場での人道支援活動にも取り組んでいる。

2010年1月には、以前滞在したことのあるハイチで大地震が起きた。このとき、私は国際救助隊の一員としてハイチ入りをした。

貧しい国を襲った首都直下型地震は、多くの建物を崩壊させ、病院機能をほぼすべて壊滅させた。

家を失った多くの人がテントを張り、密着して暮らす状況であったため、感染症の懸念はしていたが、やはり地震から半年後、コレラが流行した。

3ヶ月で20万人の患者，3000人を超える死者を出したコレラは一体どこから持ち込まれたのかというと，大規模な PKO であると言われている。このことはハイチの国連に対する悪感情を生み，政治と感染症について考えさせられる経験となった。



2 新型コロナウイルスとは

コロナウイルスは，エンベロープ（脂質の二重膜）を持っている。このことは，アルコール消毒が有効であることを意味する。表面につぶつぶの突起があり，これが王冠（crown）に見えることが，コロナの名前の由来である。

遺伝子構造としては，1本鎖の RNA である。

このことが何を意味するかというと，DNA よりも不安定であり，突然変異が起きやすいということである。ウイルスの変化が早いため，治療薬の利用開発には配慮が必要である。

今回の新型コロナウイルス（2019-nCoV）は，唯一のコロナウイルスではない。今まで7つのコロナウイルスの人間感染が知られている。このうち4つは風邪のような軽度な症状をもたらすものであり，残りの3つが SARS，MERS，そして今回の新型であって重症化をもたらす。

これら7つのコロナウイルスをアミノ酸配列によって解析すると，後3者が近い存在であることが分かる。他方，重症感染者から排出される SARS，MERS とは異なり，新型コロナは軽症者や無症状者，感染初期からも排出される。そのため，SARS や MERS とは違い，感染者の隔離によって新型コロナを根絶することは不可能であると考えられる。

新型コロナについては，スーパースプレッダーの存在が確認されている。これは日本語に訳しにくい「超拡散する人」といったところか。大半の感染者はそれほど他者に感染させないが，ごく少数の人がたくさんの人に感染させる。このことが日本で行われているクラスター対策の理論的根拠である。

3 われわれはどこに行くのか～スペイン風邪の経験から～

私個人的には，新型コロナウイルスを根絶することはできないと考えている。

それでは最終的にどのように収束させれば良いのか。

1918年頃から流行したスペイン風邪を振り返ってみる。これはアメリカ東部で最初流行し，その後わずか6ヶ月程度の期間で，ヨーロッパ，ロシア，アフリカ，アジアと広まっていった。3回波があり，その後に落ち着いて季節性のインフルエンザに変わっていったが，当時の世界人口20億人のうち，5～6億人が感染したとされている。つまり，25%～30%くらいの人が感染し，集団免疫の獲得によって収束したのである。日本に限って見ても，当時5500万人の人口のうち，2400万人くらいの感染で収束した。

私個人としては，新型コロナのパンデミックも，人口の3割くらいが感染しないと収束しないのではないかと考えている。

4 集団免疫獲得のための道筋

収束は集団免疫しかないとする、そこに至る道筋はいくつかある。

たとえばスウェーデンのように「放置」をする、という方法もある。この方法であれば収束は早い、その間に医療崩壊や社会インフラの崩壊が起こりかねない。スウェーデンの人口密度の低さがあってはじめて選択しうるものだろう。

日本を含めたほとんどの国が採っている方法は、緩やかな流行の中で集団免疫を目指す、というものである。医療崩壊は、誰を救うかという命の選別を生じさせ、社会の基本的倫理を失わせるので避けなければならない。加えて、緩やかな流行は、ウイルスを強毒化させないためにも有効である（変異によって生まれた、）殺傷能力の高いウイルスは、宿主が死ぬ前に次の宿主を見つけられる環境でなければ、淘汰されてしまう）。

5 ウイルスの目線で考える

ウイルスについて考えるときは、ウイルスの目線で考えることが肝要である。ウイルスは、自分自身だけでは生存できず、必ず宿主の存在を必要とする。このことはつまり、（長期的に見れば、）ウイルスは生存のために宿主の存在を排除しないということである。ウイルスは宿主を敵対視しているわけではない。

流行の初期、世界の指導者の多くが「勝利」を目指すというメッセージを発したが、ウイルス目線で見れば、「戦い」かどうかは疑問である。倒すべき相手はいない。いるのは守るべき人（重症化、困窮化した人）だけである。

目指すべきものは共存であり、お互いがお互いを知るまでに幾分か我慢が必要、という話ではないか。ウイルスとの共生を考えなければならない。

6 ウイルスとの共生

実は、われわれは知らないうちに多くの微生物（ヒト・マイクロバイーム）と共生している。ヒトに常在する微生物の重量は2キログラムに及び、少なくとも1000種類の細菌を含む。

アメリカのある統計によれば、抗生物質を使用する州は、そうでない州よりも肥満や糖尿病が多い。常在細菌の攪乱が、肥満、糖尿病、自閉症、アレルギーの原因となると言われている。

近代医学とは、病人から病原体（微生物）を見つけて、分離して治療法を確立するという手法である。しかし実は、ある微生物の存在ではなく、ある微生物の不存在こそが病気を引き起こしているかもしれない。この逆説が、今後、医学の視点になる可能性がある。

7 共生のコスト～小さな物語と大きな物語～

私は、共生が21世紀の感染症対策の基本になると思うが、共生のコストが問題である。

集団として共生を目的とする中で、個別的に被害を受ける人が出てくる。大きな物語（共生）の中で、小さな物語（個別被害）をどのように考えれば良いか。

コロンブス以降の新世界では、ヨーロッパ人が持ち込んだ天然痘・麻疹、結核等々で、多くの先住民が亡くなった。感染症の経験に圧倒的な差があったのである。感染症を持った社会では恒常的な被害があるが、持たない社会では一旦持ち込まれると大きな被害が出る、という話もある。

8 With コロナの社会を展望する

「With コロナ」はどのような時代となるか。

過去にも人類は多くのパンデミックに見舞われてきたが、それは社会変革のさきがけともなった。

中世ヨーロッパで流行したペストで考えてみると、約100年続いた感染が、ヨーロッパ全土の人口の4分の1くらいを失わせた。それによってデフレが起き、賃金が増加し、荘園制が崩壊し、教会が権威を失い、封建的身分制度を崩壊させた。変化は突然起きたわけではない。感染症が、時計を早送りさせ、急激な変化を生んだのだ。

「With コロナ」は情報技術を中心とした社会になるだろう。それをどう使うかはわれわれ一人ひとりの中にある。

9 質疑応答

Q スウェーデン型でもなく、緩やかな流行型でもなく、日本を除く東アジアで実施されている、強い行動抑制を伴う全体主義的な方法があるように思うが、この方法についてどう考えるか。

A 新型コロナの感染を完全に押さえ込むことはできないと考える。隔離政策は初期では有効であるが、長い目で見ると続かない。また、強制的に感染症を抑え込んだ社会は、ずっと外側に感染症の脅威を抱えることになる。ワクチン開発の目処も立たない中では現実的ではない。

Q 「緩やかな流行」とはどのようなスピードで流行させることなのか。感染スピードを制御することはできるのか。

A 医療崩壊をしない範囲のスピードということになるだろう。これは医療体制が整う度合いによって変わってくる。

制御は容易ではない。ただ、これはインフレ率が制御できるのかという話と同じである。思い通りに制御できる場合とそうでない場合があるが、目標としては必要だろう。

とはいえ、緩やかに広がっていけば、徐々に制御はしやすくなっていく。10%の人が抗体を持てば、自然と10%のソーシャルディスタンスが実現されるのだから、初期よりは幾分も制御しやすい。

Q われわれは飲み会に参加していいのか。

A 先ほど言った「小さな物語」の中で、感染して人が亡くなることに加担したくないというのが、社会的な圧力としてある。各論と総論の乖離がわれわれの手足を縛っている状態である。答えるのは難しい。

Q 緩やかな流行状態を保つという戦略の中で、検査体制はどのようにすべきか。

A 極端な思考実験として、簡明かつ鋭敏な無料検査と、その対極として、高価で精度の低い検査があるとする。そのいずれかであれば判断は簡単である。しかし、実際に現在存在しているのはその中間であり、論者によってその評価が違う。そこで議論が噛み合っていないと感じる。

Q ネット上で散見される「コロナは風邪」という見解についてはどう考えるか。

A たしかにインフルエンザでも麻疹でも重症例があり、その意味では新型コロナだけが特別という話ではない。もっとも、本当に新型コロナが風邪と変わらないのかどうかは、われわれの知識がたまってこないと分からないはずだ。

個人的には、コロナをただの風邪だというのは時期尚早かと思う。もうしばらくは強いウイルスと見て慎重に対応すべきだろう。

山添議員国会情勢報告

<コロナ関連>

新型コロナの感染再拡大が第二波のピークとされる。日本感染症学会は第二波の「まったく中」という認識を示している。

政府は8月7日に医療提供体制の逼迫度合を示す指標を示したが、西村大臣は「あくまでも目安」といい、「爆発的な感染拡大」に該当する地域が出ているが、対応を取っていない。東京、大阪、沖縄などで指標に定める基準を上回る感染拡大が見られる。



山本先生の話にもあったが、ポイントは医療体制を維持できるか。しかし現時点でも医療体制は引き続き深刻な状態にある。特に医療機関の経営危機が深刻。コロナ患者を受け入れている医療機関では、医業収益が緊急事態宣言下の4,5月より6月がさらに悪化している。

今週、戦後最大のGDPの落ち込みが報じられた。リーマンショックを上回る規模の落ち込み。特に個人消費が前年比でマイナス35%。

GDPのマイナスは19年10-12月期から始まっており、消費増税で痛んだところをコロナが襲っている。さらに4-6月は消費だけでなく雇用者報酬も-3.7%と下がっている。

厚労省の発表では、コロナ関連の解雇や雇止めは4万5650人。休業者の数は4,5月より減ったが230万人で昨年より90万人多い。

雇用調整助成金の上限額引き上げや対象拡大の特例措置は9月末が期限で、延長が必要だが、政府は検討中と述べるのみでまだ対応していない。

感染を防ぎつつ経済を回すという戦略が必要だが、安倍政権にはその作戦が見えない。

7月28日、日本共産党が西村大臣に「感染震源地で網羅的な検査を」という旨の申し入れをした。東京都医師会会長も同様の提言を行い、その後超党派の議員連盟でも同様の申し入れを厚労大臣に行った。

世田谷区では保坂区長が指揮を執り、「いつでも、誰でも、なんどでも」をめざして検査体制の拡大を進め、まず介護施設や保育園の職員などを対象に1日1000件を計画中。千代田区や松戸市などにも検査やその支援を拡充する動きが広がっている。

経済を回すうえで前提となる検査体制が必要。

これらを審議すべきためにも、臨時国会の召集は当然必要。

7月31日、野党は臨時国会の召集を要求したが、与党は審議すべき案件が定かでないなどとして難色を示している。本来ならすぐにでも開くべき状況。

その下でも審議の場を設けるために閉会中審査を行わせている。

9月以降には自民公明の役員人事・内閣改造が見込まれており、臨時国会は10月かと報じられている。安倍首相の体調不良も指摘されているが、現時点では不透明。

<敵基地攻撃論>

6月15日 イージスアショアの配備計画停止を表明

6月18日 敵基地攻撃能力の保有を視野に安保戦略見直しと表明

7月31日 自民党提言案を了承

8月4日 自民党が安倍首相に提言を提出

「相手領域内で…」との自民党の提言案は敵基地攻撃能力よりむしろ広い範囲の攻撃を可能にしかねない。

敵基地攻撃が自衛の範囲内かという点について、安倍首相などは1956年の政府統一見解「誘導弾等による攻撃が行われた場合、坐して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだというふうには、どうしても考えられない」「法理的には、自衛の範囲内であり可能」を引用する。

しかし、統一見解には続きがあり、「他に防御の手段があるにもかかわらず、侵略国の領域内をたたくことが防衛上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範囲には入らないだろう」としている。重要な部分をカットして議論している。

1957年には国防の基本方針で「専守防衛」を明確にし、1959年の防衛庁長官答弁では、法理的に可能としつつ、「このような事態は今日においては現実の問題としては起こりがたい」として「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」とされた。専守防衛との関係で否定されてきた（1988年防衛庁長官）。

イージスアショアを断念したから敵基地攻撃能力に飛びつく姿勢には、元自衛隊幹部や防衛相経験者を含めて批判が多い。安倍政権では北朝鮮だけでなく中国やロシアを含めた議論になってきている。きりがなくなってくるとの批判が前防衛大臣からも出ている。

敵基地攻撃をどのように行うのかについて、河野防衛大臣は位置把握、制空権の一時的確保、攻撃によるミサイル発射能力の無力化といった「一連のオペレーションを行うことが必要」と述べる。

このような「オペレーション」には莫大な偵察能力・破壊力が必要になる。今のような自衛隊では到底できない。つまり、途方もない軍拡につ



ながってくる危険性がある。

<安倍政権に代わる政治を求める世論>

内閣支持率は約3割。コロナ対応を評価しないとの意見は6割。国会を閉めても支持率が回復しないというのは異例なことであり、危機感が国民の間に共有されている。

今こそ新自由主義的政策の破綻から転換する必要がある。

国会でコロナ関係の質問をしているが、どの問題をとっても、もともと脆弱な支援しかないことの結果がここに出てきていると言わざるを得ない。それが誰の目にも明らかになってきている。

【質疑応答】

・小部

一番気になるのは安倍首相の来週の話。この中で彼らがどうなっていくか。

国民民主の分党の動きは。

・山添

国民民主の動きはよくわからないが、残る人のリストは出て

きている。山尾志桜里と山本太郎とが話をした、維新とつながる動きがあるなど。合流する新党については、あまり時間をかけずに決めてほしいというのはある。

来週の動きについては、台湾のメディアは来週安倍首相が辞任を表明するのではないかと報じている。

もしやめたとしても、直ちに総辞職となるかはわからない。安倍首相の下での解散は安倍首相の体力次第だと思うが…

・青龍

自民党が緊急事態条項の案を出していて、その発令要件の中に感染症の蔓延を入れるという話が出ている。

それはどこまで具体的にやろうとしているのか。

・山添

自民党内の議員連盟での案が出たという報道。

改憲4項目はかなり自民党内で議論したものなので、いま一部を改変するのは簡単ではないと思う。

また実際のところ、改憲の議論をやっている状況ではない。



若手弁護士アンケート 講評・分析

事務局次長 久保木 太一

1 資料は後日事務局で検討してから配布検予定。回答者62期から72期。
回答者は昨年より増えて35件。

2 満足している20% そこそこ満足64% 満足していない14%。
売上1000～1500万 43% 1000万円以下 25%
収入600～700万 700～800万 ふたつをあわせて50%程度
コロナの影響 ない37% ある63%

当初取組みたかった事件 80% (労働事件), 76% (弁護士事件), 55% (団体活動), 35% (刑事)

「できている」, 「そこそここできている」を合わせ85%程度
活動と仕事, 家庭と仕事の両立
…傾向として活動と仕事の両立が難しい様子が見えてくる。

自由法曹団の活動にあまり参加していない 44%

→64%の人の理由 (一般事件が忙しい, 他団体の活動が忙しい)。



3 過去の著名事件, 弁護士事件の話 58%, 事件活動と活動の両立, 他の専門職との交流。

若手弁護士の活動と経営

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

1 東京南部法律事務所での工夫

(1) 所属事務所…大田区の地域事務所。関係諸団体との付き合い, 繋がりが強い。地域の関係諸団体, 顧問団体が法律事務所に要求・要望していることを意識して仕事・活動に取り組む。諸団体の要望に自覚的になることが重要。

(2) 支え合い
最低保障, 給与保障。

(3) 業務 PT
業務拡大を提案する PT。定期的に活動し, 受け取った意見を反映していく。

(4) 先輩からの承継

2 仕事への取組みについて

- (1) 3年目くらいまでに「自分の事件」という意識を持つことが大切ではないだろうか。事件に慣れていくことが大切では。

事件数を増やすためにはリピーターを増やす。そのためにはご依頼者・ご相談者に関心を持ってお話を聞くことが大切。事件に広がりをもつことを意識する。

1年目・2年目は日直で入り、後日電話を掛けなおして様子を聞いてみるなどの工夫をするなど。

先輩弁護士が一番の紹介ルートだと思う。その際、自分の事件として意見を持ち、自分なりに筋道を検討するのが立ちへの道だと思う。



各種団体の活動に積極的に顔を出す。

宣伝活動にも参加をして、この事務所にこの弁護士がいるのだということを地域の方に知ってもらう。

- (2) 立件数を意識する

事件ルートをつくることを意識する。年賀状、暑中見舞い。税理士、司法書士、不動産会社、保険関係の方との関係。

事件数が増えると事件管理も重要。ご依頼者から催促を受けないようにすることを意識し、こまめに報告することが大切。

自分自身のルートができてくると、前事件のご依頼者からの紹介等が増えてくる。

- (3) 精神面での工夫

割り切る事が大切である。

自分の経験に積み重ねていく、自分の糧にしていく。弁護士の仕事には「無駄」がないということが、弁護士の仕事の楽しさであり、やりがい。

3 弁護士費用

まず、各事務所の報酬規程をひとまず説明してみて気持ちよく支払って頂くことが重要（次のご依頼へつながる）。

新人・若手弁護士のうちは、依頼者の反応や先輩弁護士の説明するところをよく見ておくことも勉強になる。

報酬をいただく最後の場面で、ご依頼者から「事件が終わり、会えなくなることは寂しい」といってもらえたら最高のこと。弁護士をやっていて良かったと思える一番の瞬間。

4 私生活の両立

弁護士は「自主自律」。

一生懸命に時間をかけて取り組むべき時期もある。他方で休むべきときもある。趣味も大切。

5 諸団体活動

自由法曹団の活動に参加することを意識している。弁護士になったころの志の再確認。他の弁護士と交流できることの楽しさや発見。弁護士活動…大きいのはJAL。

6 振り返って思うこと

経営基盤を確保することを早く意識することが活動の基盤にもなるのではないか。



東京都は公園占用許可申請にあたり求めていた誓約書提出を撤回した。「9.1関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典」集会の自由についての報告

宮川法律事務所 宮川 泰彦

(東京都は、これまで平穏に執り行われてきた式典に厳格な誓約書を求めてきた)

追悼碑が設置されている都立横網町公園の占用許可にあたり、都はいくつもの占用許可条件を示したうえで「許可条件が遵守できない場合、公園管理者の指示に従い、指示に従わなかったことにより次年度以降許可されない場合があることに異存ありません」との誓約書の提出を求めてきた。これまで何の問題もなく毎年式典を執り行ってきたことは都も認めるところであるのに、何故か。右翼団体「そよかぜ」が2017年から同日・同時刻に約20メートルしか離れていない場所で「真実の慰霊祭」と称して、「朝鮮人虐殺はなかった」、「不逞鮮人に日本人が虐殺されたのだ」、「日本人の濡れ衣を晴らす」等のヘイトを大音量で拡大発散したり巨大看板で表すなどして9月1日の横網町公園の静謐、平穏をかき乱しているの、9月1日の公園占有者には厳格な条件を遵守する誓約書の提出を求める必要がある、と言うのであろう。

(誓約書の提出は集会の自由を脅かし、行政の公正・中立を害する)

都が求める誓約事項に抵触するような事由は当実行委員会には存在しないのだから形式上の提出なので問題ないではないか、と都は考えていたようだ。しかし、(そよ風の対応の変化などにより)公園管理上新たな事態が発生するような場合に、都の指示に従わない場合は次年度以降式典が不許可となる危険性があるし、式典継続を保障させるために公園管理者の顔を伺いながら運営するなどの萎縮を呼ぶ危険性がある。都は行政の公正・中立からいずれの集会主催者にも同様な誓約書の退出を求めると言うのであろうが、「当実行委員会の追悼式典を止めさせ、朝鮮人犠牲者追悼碑の撤去」をもくろむ「そよ風」の戦略・戦術に手を貸すことに他ならない。以上の観点から当実行委員会は5月18日に誓約書撤回を求める声明を発表した。

(東京弁護士会会長声明はじめ誓約書撤回を求める世論の巻き起り)

当実行委員会の声明発表直後から都へ誓約書撤回を求める世論・行動が巻き起こった。当実行委員会声明に賛同するコメントが多く寄せられた。都に撤回を求める署名が3万人を越え、その署名は都に提出された。都庁前では都の誓約書要求に抗議する100名以上によるスタンディングが行われた。学者・宗教者・文化人ら117名による「慰霊の公園で死者への差別と冒涇を許してはならない」「死者を冒涇し民族差別を扇動する「そよ風」集会に対し、東京都人権条例の精神に基づいて対処すべき」旨の抗議声明。自由法曹団東京支部の「不当な誓約書の提出を占用許可の条件とすることを撤回し、9.1 関東大震災犠牲者追悼式典実行委員会へ直ちに占有許可してください」旨の声明。

そして、「不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める東京弁護士会会長声明」が発せられた。東弁会長声明は、これまでの公園占用に関する経緯を確認した上で、集会の自由は民主政治の過程を支える憲法上優越的な人権として尊重されるべきであり、地方自治法は「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」としているところ、判例上も、特段の事情がない限り、妨害者の存在を理由として、被妨害者の不利益に帰結するような取り扱いはなされるべきものではないものと解されている。その上、「次年度以降占用が許可されない場合あることに異存ありません」などの文言は不許可を容認させる点で制限が強度であるばかりか、上記誓約書の提出を条件とすることはヘイトスピーチを用いた妨害行為を容認・助長する効果ももたらしかねない。それは、集会の自由の不当な制限であるだけでなく、人種差別撤廃条約、ヘイトスピーチ解消法、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現を目指す条例」等、人種差別、ヘイトスピーチの撤廃、解消を企図する法令の趣旨にも合致しない、と実態を踏まえ本質をついた東弁会長声明である。

(都の態度の変化・誓約書は求めない)

東京都はその後、先に示した誓約書は占用許可の条件・要素ではない旨説明した上で、従前から占用許可の際に都が付してきた「占有にあたっての10項の注意事項」を示した。「公園管理者の指示に従わなかったことにより、次年度以降、公園地お占用が許可されない場合があることの異存ありません」は姿を消し、6項では「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の趣旨を踏まえ、いかなる差別的言動もしないこと、の項目がある(集会の自由は守られた。当たり前なことだが、おかしいことには声を挙げ行くことの意義を改めて知った次第)。

田原俊雄さんのこと

第一法律事務所 鶴見 祐策

江森民夫さんの問い合わせで私は畏友の逝去を知ることになった。すでに日も経っており葬儀は終わっていた。田原さんとは研修所の同期(14期)ながらクラスも実務修習も別だったから特段の付き合いもなく過ごしたが、修習中に安保闘争を体験し、その後の青法協攻撃や裁判官の任官・再任拒否に抗議する運動などを通じて親しくなった。国政選挙でも一緒に取組んだ。同期生の間では青法協の同窓会まがいの集まりが長く続いていたが、そこでいつも旧交を温めあっていた。しかし弁護事件で協働の経験はない。東京中央法律事務所に所属する田原さんは主に教職員の権利の前進のため奮闘され大きな貢献をされていたが、私はその接点の外にいた。だから出会った時には田原さんの話に耳を傾けるほうが多

かったと思う。温厚な人柄から滲み出る語り口が魅力的だった。その説得力にも感心した。

しかし自分を語らない人でもあったと思う。私がそれを知ったのはずっと後のことだ。弁護士40年を経て田原さんから贈られた「日々前向きに生きて」（私教連2006年刊行）と題する本がある。巻頭に近影（2005年12月17日「私学の争議・権利闘争45年田原俊雄弁護士に学び感謝するつどい」で撮影）も載っている。中身は田原さんの「講演」「論文」「随筆」「準備書面」の収録だが、その中でも「戦中、戦後の青春を超えて」の記述に引きつけられた。喜寿に際し半生を回顧された部分である。驚くことばかりだった。

読了後すぐ私は感想を送った。

田原さんは私より8歳年上の1926年生まれだった。

7歳のとき父君の発議で一家を挙げて満州（中国東北部）に移り住み、瀋陽（旧奉天）、長春（旧新京）で小学校、中学校を経て17歳の春に国立新京法政大学に入学された。ちなみに私も5歳の頃には一家で哈爾濱（ハルビン）に住んでいたことがある。ただし長くはない。40年には帰国して翌41年に新設の国民学校の1期生に入学している。

だから敗戦の45年の夏には、私は国民学校5年生（12歳）だった。そのとき田原さんは18歳。学徒出陣により関東軍に召集されて間もなくだった。斉斉吟爾（チチハル）で武装を解除され、そのままシベリアに送られていた。以後は苛酷な労役に従事させられ、健康を損ない罹病して日本への帰国を果たすのが2年も後のことだ（なお別途に帰国の父君は引揚者に蔓延した腸チブスに罹患して祖国を目前に亡くなっていた）。

帰国した1年後に田原さんは入試に合格した生命保険会社に就職したものの新入社員として着る服もなく軍服の帰国姿のまま通勤したという。また新京での学歴を活かし明治大学夜間部の2年に編入を果たされた。いらい昼は会社に勤務し夜は学生の生活を続けた。53年に卒業を果たす。だが肺結核との闘病生活が待っていた。折から開発された新薬の投与により手術を免れて難病の克服に成功する。そして56年頃から司法試験を目指す勉強を開始できたという。私自身も高校を卒業して就職の道を選んだあと数年後に同大学の夜間部に入学するのだが、それとも重なっていた。

この本は、もちろんそれだけではない。前述の田原さんが関わった労働事件に関する講演や論文や判例評釈や準備書面など実に多彩である。そして教訓に富んでいる。短歌や随想なども味読に値する。これから多くの人に読んでほしいと思う。

江森さんから知らせてもらうまで私は知らなかった。いつも弁護士会から訃報が届くのだが、それが全くなかった。田原さんご自身の意志であろう。弁護士登録をやめられたためだ。だからまだ知らない人々も多いのではないかな。

田原さんの生涯を偲びつつ、果たされた多くの功績をたたえ、心からご冥福をお祈りする。

新人紹介

城北法律事務所 和田 壮一郎

1. 自由法曹団を知ったきっかけ

ロースクールに入学した直後くらいから、青年法律家協会という団体を知りました。いろいろな講演会・学習会に参加し、様々な弁護士と触れ合う中で、自由法曹団という団体があり、人権や民主主義のために活動していることをなんとなく知りました。

2. 弁護士になったきっかけ

小学校のときに、「最後の弁護人」というあまり有名ではない弁護士のドラマを見ました。刑事弁護人のドラマで、事務所の家賃が払えないくらい貧乏という設定程度で詳細は覚えていないのですが、とにかく誰もが有罪と信じて疑わない人物に光を見出していく姿勢にひどく共感を覚えました。このドラマをきっかけに弁護士という職業を知りました。

もともと大学生までは、困っている人を個別に助けることが弁護士の任務なのだろうと漠然と考え、弁護士の活動が社会的問題につながる活動だという認識はありませんでした。

3. 大学から法科大学院

大学生になり、大学1年生から法律の勉強ばかりすることに嫌気がさした私は、貧困や福祉、原発など社会問題を研究するととても変わったサークルに入りました(このサークル出身で弁護士になった人は、90%の確率で団員になります)。社会の矛盾に初めて目を向ける機会を得ながらも今までの志望の延長で弁護士となるために、2017年にロースクールに進学しました。

一つの思い出としてロースクールでの企画で、入管問題に取り組んでいる弁護士会の委員会に参加させていただきました。そこで見聞きした入管でのひどい外国人の拘束の実態を忘れることはできません。人を拘束することをこんなに簡単にやっちゃっていいのか、なぜ自分はこのようなひどい人権侵害を知らずに生きてきたのだろうと思いました。今まで、私は日本社会はある程度、人の権利を重んじる社会だと信じてしまっていました。そうした信頼がガラガラと崩れるような感覚でした。さらに、私がロースクールに入学した年は、ちょうど集団的自衛権行使の容認が問題となっていたところで国会前に人が大勢集まっていた場面を見に行き、国政に意思表示をする姿に共感しました。自由法曹団の弁護士も大勢出動していたことを聞いて、弁護士としてこのような活動してみたいと考えるようになりました。こうした出来事をきっかけに弁護士として社会的問題に取り組みたいという考えが強くなりました。

4. 弁護士として取り組んでいきたいこと

まず挙げられるのは、弁護団として取り組んでいる HPV ワクチン薬害訴訟です。子宮頸がんを予防する目的で若年層の女性に打たれたワクチンの薬害を問う裁判です。被害の大きさに驚くと共に、周囲に詐病扱いされる苦しい立場には、非常に憤りを覚えます。まだ、勉強中ですが、利権を求める大企業の姿勢には、過去の薬害事件と共通のものを感じます。



また、やはり地域の活動にもっと携わっていきたいです。地域の労働組合が活発になればもっと労働環境が変わるのではないかなど日々考えたりしています。先ほど挙げた入管問題も取り組みたいと思います。

最後に同じ事務所の先輩の受け売りですが、人権活動を弁護士会などだけではなく（弁護士会の活動ももちろん素晴らしいものですが）、自由法曹団に入って取り組む意味は今ある制度の中での救済を超えて、活動できる場所にあると思います。弁護士としての研鑽を積み現在の法令・判例を踏まえ正しく依頼者に見通しを伝えられる実力をつけたいと思う一方、現在見落とされている被害を掘り起こし、社会に訴えていく情熱を持っていたいと思っています。

第14回東京働くものの権利討論集会は 11月21日(土)開催予定です

事務局次長 高橋 寛

団支部も実行委員会の一員である「東京働くものの権利討論集会」も今年で14回目です。

しかし、記念講演と3乃至4の分科会という構成は、コロナの影響で変更を強いられ、分科会なし、記念講演だけとなりました。しかし、記念講演は2つもあり、質疑含めて各約2時間を予定しています。

① コロナ禍・働き方・労働者の権利／高橋賢司氏（立正大学法学部准教授）

② ILOハラスメント条約を学び、ハラスメントやメンタルヘルス不調に職場でどう対処していくか／内藤忍氏（労働政策研究・研修機構副主任研究員）

いずれもトピカルな問題であり、こんな時期だからこそしっかり学びたいところです。

会場は従前のラパスビルから、広めのエデュカス東京にし、オンラインと併用する予定です（場合によっては完全オンラインの可能性あり）。

団支部からも積極的な参加を宜しくお願いします。

記

日時 11月21日（土）13時～17時30分（12時30分受付開始）

場所 エデュカス東京

内容	13時	～13時15分	主催者挨拶等
	13時15分	～15時15分	働き方の権利
	15時15分	～17時15分	ハラスメント
	17時15分	～17時30分	閉会挨拶等

全国弁護士グループの先生と職員の間さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずフイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療育対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の障害等級が認知症含む**による就業不能も補償します。

<月給保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、新特約書式添付書特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最大70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づく自賠責療育対象
- 所定の障害等級が認知症含む**就業障害も補償します。 ※最大2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価増税の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<月給保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、新特約書式添付書特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	372日型		737日型	
		男性	女性	男性	女性
満25～29歳		994	875	950	843
満30～34歳		1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳		1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳		2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳		3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳		4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳		6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳		6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取次代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 榎本ビル3F
TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
(受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 団体・公務員特約 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(SJKK18-0887, 平成30年11月6日)